

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

都市整備部都市交通輸送計画担当

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第35号 区内南北交通手段としての亀戸－新木場LRT構想実現を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 JR越中島貨物線を有効活用し、自主的な運営も視野に入れられるLRTによる江東区南北公共交通路線を実現するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年 6月22日 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 区では、令和5年度に、亀戸－新木場間のLRT構想の再調査について検討を行ってきたが、平成14年度の調査時と比較して建設物価が大幅に上昇しており、最大の課題であった事業収支を悪化させる影響が見込まれている。 令和6年度は学識経験者へのヒアリングなどを行い、コスト削減などの事業収支改善に向けた方策のほか、再調査のあり方やその時期についても改めて検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

土木部地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第47号 地下鉄東西線南砂町駅の整備計画の変更に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、東京メトロに働きかけてください。 (1) 南砂町駅におけるホームドアの設置時期を木場駅と同様に2025年とすること (2) 南砂町駅2番出入口のスロープ化は当初の整備計画どおり維持すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 令和5年 6月22日 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 東京メトロに確認したところ、南砂町駅の2面3線化の工事は、新設するホームと既設ホームの使用範囲及び線路を切り替えながら進めているため、ホームドアは工事の進捗に合わせて順次整備する計画となっている。一番早く新設されるホームドアは、中野方面列車側に令和7（2025）年度の整備完了を目指している。以降、段階的なホーム改修に合わせてホームドアを設置していく計画である。 本区としては、東京メトロに早期の完成を求めていく。 (2) 東京メトロに確認したところ、地下を通るルートより、地上を通るルートの方が最短距離でバリアフリー設備を利用できることから、スロープではなく階段を設置する考えである。 本区としては、出入口2を利用される方に対して、バリアフリールートの案内を周知徹底すること、また、車椅子の方が利用できる階段昇降機の設置など段差対策を要望していく。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

都市整備部都市交通輸送計画担当・土木部地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第60号の1 大島地域など城東地区の交通弱者対策に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨(1)及び(4)については区に、趣旨(2)については都に働きかけてください。 (1) 大島地域など城東地域に、医療機関や主要駅、公共施設にアクセスできるコミュニティバスを早急に運行し、シルバーパスを提示することで無料で利用できるようにすること (2) 都営バス亀24系統を高齢者医療センターまで延伸するよう働きかけること (4) 関係者の知恵を集めて、区の総合的な交通弱者対策の計画を策定・実施すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月20日 4 請願・陳情者住所氏名	1 審査経過 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 区内の地域公共交通は、都営バスを基軸としているが、バス停までの移動が困難な高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民に対し、地域公共交通を補完する新たな交通システム導入に向けた検討を行っていく。 令和5年度に、区民の日常的な外出目的と交通手段、利用頻度、現在のバスの利用状況、新たな交通手段に対する利用意向等を把握する目的で、交通需要調査を実施した。 令和6年度は、交通需要調査結果を回答者の属性及び居住地別に分析するとともに、パーソントリップ調査や携帯電話を活用した移動データ等を分析し、導入地域や運行手法について検討していく。 また、東京都シルバーパスの利用を可能とするためには、東京都は一般の路線バスと同等の運賃を設定することを前提としているため、運賃の設定についても今後併せて検討していく。 (2) 亀24系統は、亀戸駅から西大島駅と東大島駅を経由し、葛西橋まで運行する路線である。 東京都交通局に確認したところ、高齢者医療センターまで延伸すると、所要時間が増加することから、運行本数を減少せざるを得ないこと、運行本数を維持した状況で運行する場合には、採算	◎参考（医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分） 5 陳情第60号の2 (3) 緊急策として公共交通機関の利用困難者にタクシー券を支給すること

	が取れないこと、また、新たな乗務員の確保が難しく、実施に向けた調整が困難であるとの見解であった。 本区としては、都営バスは住民の日常生活の交通手段として非常に大事なものと認識しており、引き続き東京都に要望を伝えていく。 (4) 本区では、誰もが利用しやすい交通環境整備に向けて、区全域を対象とした総合的な交通計画となる地域公共交通計画の策定を検討している。令和6年度は、計画策定に向けた庁内検討を開始するとともに、計画の策定・実施に関する協議等を行う法定協議会の設立に向け、関係者との調整に着手する。 本計画については、交通弱者の方の視点も踏まえて策定していく。	
---	---	--

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

土木部地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第67号 明治通り歩道上にできた駐輪枠に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 明治通り歩道上にできた駐輪枠を、通行に悪影響のない別の場所に移動もしくは廃止するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月29日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 駐車枠は、平成16年度に、北砂三丁目付近に面している明治通りの歩道上、主に砂町銀座等の商業施設利用者の自転車放置が著しく、その対策として道路管理者である東京都第五建設事務所と協議し、自転車仮置場を設置したものである。設置後は、区が当該自転車仮置場に自転車整理員を配置し、歩行の妨げにならないよう、自転車の整理整頓を行っている。 自転車仮置場を廃止すると、放置自転車が再び多くなり、通行への障害が大きくなる可能性が高いため、自転車仮置場の設置を継続する。 ※ 北砂三丁目バス停前の自転車仮置場について、横断歩道や店舗があり通行者が多く危険箇所となっているため、東京都第五建設事務所と協議の上、自転車仮置場の枠内から自転車がはみ出さないようバリケードを置き、安全対策を施している。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

土木部地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第76号 永代通り南砂3丁目都営住宅前への バス停増設に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 南砂三丁目都営住宅地先の永代通り にバス停を設置するよう、都に働きか けてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月30日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 東京都交通局に確認したところ、都営住宅前には長い防音壁があり バス停を設置できるスペースが無いことなどの理由から、該当箇所に バス停を設置することは物理的に困難であるとの回答があった。 本区としては、都営バスは区民の日常生活の交通手段として非常に 重要なものと認識しており、引き続き東京都に要望を伝えていく。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 土木部道路課、土木部地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第83号 城東地域における交通まちづくりに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 城東地域の地区主要道路を、未知の利用環境にも対応できる、バスやコミュニティサイクル等の通行にも適した有効幅員の広い道路に整備し、本格的な高齢化社会の到来に対応した、長距離を歩けない人でも円滑に通院できるような、交通弱者をなくすための未来を見据えた交通まちづくりとなるよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月11日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 道路整備に関することについて、「都市計画マスタープラン2022」では、取組方針として安全で快適に移動できる道路ネットワークの形成や人の移動、滞留を円滑にする環境づくりを掲げている。また、「江東区道路網整備計画」の中で、地区主要道路は、車中心から人中心の交通環境づくりとして、物流機能に配慮しつつ歩道の幅員や設置の検討を行うこととしており、一定程度の幅員がある道路について、現状以上に車道の幅員を積極的に広げる道路整備の推進は難しい。 今後も、誰もが安全で快適に移動できる道路環境づくりに努めていく。 交通弱者対策について、区内の地域公共交通は、都営バスを基軸としているが、バス停までの移動が困難な高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民に対し、地域公共交通を補完する新たな交通システム導入に向けた検討を行っていく。 令和5年度は、区民の日常的な外出目的と交通手段、利用頻度、現在のバスの利用状況、新たな交通手段に対する利用意向等を把握する目的で、交通需要調査を実施した。 令和6年度は、交通需要調査結果を回答者の属性及び居住地別に分析するとともに、パーソントリップ調査や携帯電話を活用した移動データ等を分析した上で課題を整理し、導入地域や運行手法について検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

土木部地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第89号 都バス亀24系統葛西橋行きの東大島駅前乗り入れを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 都バス「亀24葛西橋行き」を東大島駅前ロータリーに乗り入れ、東大島駅を経由するよう、都に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月12日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 亀24系統の東大島駅付近のバス停は、番所橋通り沿いにある東大島駅入口である。 東京都交通局に確認したところ、駅ロータリーに乗り入れると、所要時間が増加することから、運行本数を減少せざるを得ないこと、運行本数を維持した状況で運行する場合には、採算が取れないこと、また、新たな乗務員の確保が難しく、実施に向けた調整は困難であるとの見解であった。 本区としては、都営バスは区民の日常生活の交通手段として非常に重要なものと認識しており、引き続き東京都に要望を伝えていく。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

政策経営部港湾臨海部対策担当、土木部地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第106号 有明アリーナ、木遣り橋の駐車問題に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 有明アリーナ、木遣り橋周辺の安全、環境、景観が回復されるよう、区及び有明アリーナへ働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月14日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 有明アリーナ周辺の違法駐車について、区民から寄せられた意見を関係機関と情報共有し、注意喚起をお願いしている。 東京湾岸署では、木遣り橋に駐車禁止の横断幕を掲出するとともに、定期的なパトロールを実施している。 区は、引き続き、関係機関と連携して対応していく。 なお、区では、マンション等の開発事業者と事前協議をする際に、江東区マンション等の建設に関する条例に基づき、工事車両について、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化するよう事業者にも申入れを行っている。 有明アリーナ周辺の交通課題について、運営主体である株式会社有明アリーナと施設運営権等実施契約を結んでいる東京都生活文化スポーツ局に対し情報提供を行っている。 施設側はイベントに係る搬出入車両に対し、駐車等による待機を行わないよう主催者に働きかけるなど、様々な対策措置を講じている。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

土木部地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第107号 JR総武線亀戸駅東口にエレベーター及びエスカレーターの設置を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 JR総武線亀戸駅東口にエレベーター及びエスカレーターを設置するよう、関係機関に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月15日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会） 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 現在、JR東日本では、1ルート目のバリアフリー化を進めている。千葉支社管内には、まだ1ルート目が確保されていない駅があるため、まずは1ルート目の整備を進めるとのことであり、亀戸駅については北口にエレベーターを整備済みであるため、東口の計画はないとのことである。 亀戸駅東口へのエレベーター等の設置については、高齢者や障害者をはじめ多くの方の利便性が高まると考えているため、JR東日本に対して、機会を捉えて要望を伝えていく。	

継続審査中の請願・陳情について（交通対策推進・地下鉄8号線延伸特別委員会）

都市整備部地下鉄8号線事業推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第108号の2 「入札契約制度に関する事項等」に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 入札契約制度に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 (11) 地下鉄8号線関連工事について、地元企業に優先発注するよう、東京地下鉄株式会社へ働きかけること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月15日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 本区では、区内中小企業の振興に努めており、区の契約については、従前より区内中小企業者への優先発注を基本方針としている。 地下鉄8号線延伸の事業主体は東京メトロとなるが、本事業は本区長期計画の重要課題に位置付けられているほか、豊洲一住吉の全区間が本区内の路線になる。 そこで、東京メトロに対し、区内中小企業の振興に努めている区の基本方針の趣旨を伝え、理解を求めている。	◎参考（企画総務委員会付託分） 5陳情第108号の1 (1) 昨今の物価上昇、施工条件に合わせた適切な歩掛、週休2日制の確保などに対応でき得る適正な予定価格を設定すること (2) 工事着手日や工事完了日ありきでの工期設定を止め、週休2日制の確保、施工条件に合わせた適正な工期を設定すること (3) 工事予定価格の大小に関係なく、多くの総合評価方式入札を採用すること (4) 価格点算出式を見直すこと (5) 地元建設業育成のため、総合評価方式における地域貢献点の加点を拡大すること (6) 全工事の工事成績評定を公表すること (7) トライアル雇用助成金や人材確保等支援助成金など、可能な限り助成金制度による支援を行うこと (8) 建築・電気・設備工事それぞれの設計図面において整合性が取れておらず、工事着手後に問題が発覚する事態があるため、設計・監

		理委託先の管理を徹底すること (9) 管理監督者（区担当者）が現場状況や工事内容を熟知していないことによる工程の遅れや予定外費用が発生しないよう、管理監督者を育成すること (10) 国や都の発注工事と同様に、当初契約時の参考数量内訳書を変更契約時の根拠資料とし、適正な変更契約を行うこと (12) 電子媒体による契約事務手続を早期実現すること
--	--	---